

「一宮市 SDGs パートナー制度」サポーターの登録要件に関する要領

(概要)

第1条 この要領は、一宮市 SDGs パートナー制度要綱第8条に基づき、サポーターへの登録を希望する者に求める要件を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 サポーターへの登録を希望する者は、次の各号のうち第1号から第5号を全て満たし、かつ、第6号から第8号までのいずれかを満たさなければならない。

- (1) パートナーの見本となる SDGs に関する取組みを実施済みである。
- (2) 一宮市、一宮商工会議所、尾西商工会及び木曾川商工会とともに、一宮市 SDGs パートナー制度（以下「本制度」という。）の普及啓発及びパートナーが抱える課題の解決に向けた相談や助言等の役割を担うことができる。
- (3) 環境、社会及び経済それぞれの分野に対して目標を持って取り組んでいる。
- (4) SDGs に関するセミナーやワークショップ等において、講師を務める等、SDGs の普及啓発に貢献した実績がある。
- (5) 情報誌や WEB 等を活用した情報発信を行うことにより、SDGs の普及啓発に貢献した実績がある。
- (6) 本制度の普及啓発に関する物品や印刷物等を提供できる。
- (7) イベント開催時のスタッフや講師等を派遣できる。
- (8) 講演会やセミナー等の企画、運営、会場設営等を実施できる。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。